

改造資金の 融資あっせん制度について

今まで使用していた、くみ取り便所を水洗トイレに改造したり、浄化槽を廃止して公共下水道に接続するには、まとまった資金が必要になります。

このため、市では一度にみなさんの負担にならないように改造資金の融資あっせん制度(無利子)を設けています。

融資のあっせん対象者(法人は除く)

- 処理区域内の家屋の所有者又は占有者
- 市税、下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業受益者分担金を滞納していない方
- 自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難な方
- 融資を受けた改造資金の償還能力を有する方
- 市内に居住し、独立の生計を営み弁済の資力を有する連帯保証人を有する方
- 処理開始の日から3年以内に改造工事を行う方



融資のあっせん額

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事	60万円まで (ただし、便槽又は浄化槽が1箇所増すごとに20万円を加算)
浄化槽を廃止する工事	40万円まで (ただし、浄化槽が1箇所増すごとに20万円を加算)

※ 融資のあっせん額は、改造工事の範囲内で1万円単位です。

融資するところ

融資するところは、市が指定した金融機関です。

利子

融資金は、無利子です。(利子は市が負担します)

返済方法

融資を受けた月の翌月から40カ月以内の元金均等の返済です。

融資のあっせんの申し込み

融資あっせんを希望される方は、接続工事を依頼するときに指定工事店へ申し込んでください。(申し込みは、指定工事店が代行します。)



金融機関において 融資を受ける際の手続き等

金融機関と融資を受ける方との間で銀行取引約定書の取り交わしが必要です。金融機関所定の保証書が必要です。（連帯保証人の自署及び押印(実印)が必要です。）

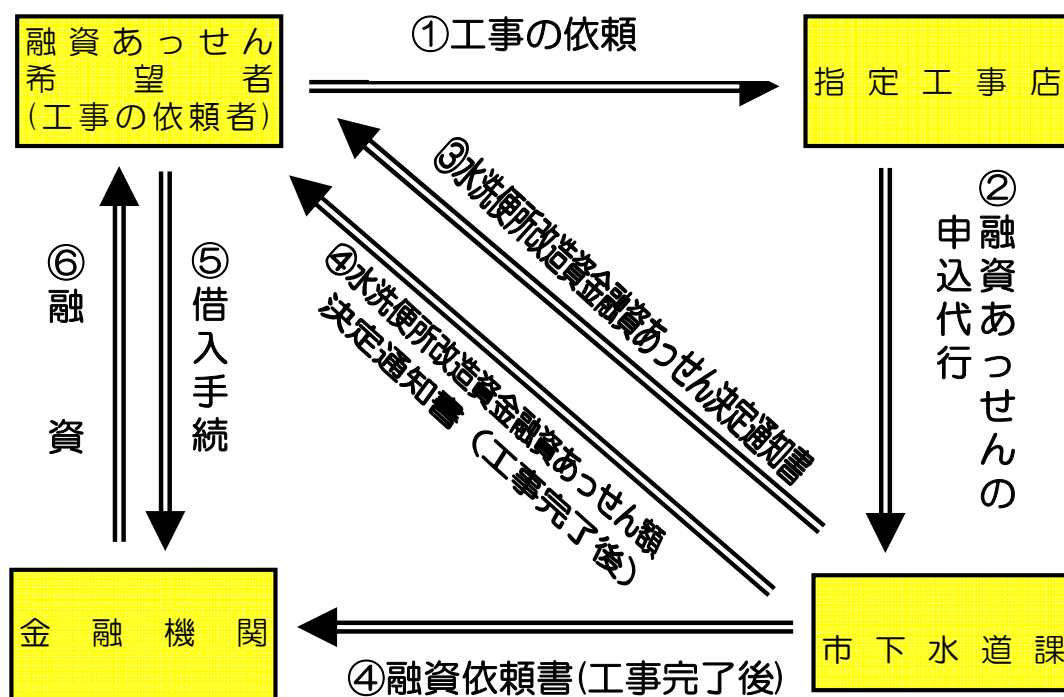
融資を受けるとき(借入手続)に必要なもの

- 銀行取引約定書に貼る印紙代
- 融資を受ける金額に応じた印紙代
- 融資を受ける方と連帯保証人の印鑑証明書
- 融資を受ける方の実印
- 融資を受ける方と連帯保証人の所得のわかる書類
(例えば源泉徴収票など)

- 市が交付する「水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書」

※ 農協での融資を希望される場合は、融資を受ける方及び保証人に制限がありますので、詳しいことは、市下水道課へお問い合わせください。

融資あっせんの手順



問い合わせ先 犬山市役所 下水道課（市役所2階） TEL 0568-44-0337